

半田常滑看護専門学校管理組合特定事業主行動計画

平成28年4月1日

半田常滑看護専門学校管理組合

半田常滑看護専門学校管理組合特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、半田常滑看護専門学校管理組合が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間とします。但し、次世代育成支援の推進に関する事項については、平成37年3月31日までの計画とします。

2. 計画の推進体制等

半田常滑看護専門学校管理組合では、本計画を効果的、継続的に推進するため、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検等を行うものとします。

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する事項

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべ事情について分析を行いました。

半田常滑看護専門学校管理組合は、看護師養成所としての特殊性から、平成26年度における職員の女性割合（86.7%）、女性職員の採用比率（100%）、女性職員の管理職比率（67%）はそれぞれ高く、職員の育児休業の取得も図られている状況です。

一方、職員全体に対する女性職員の離職率は、平成26年度6.7%、平成27年度13.3%であり、今後も、女性職員（専任教員）が、専門職としてのモチベーションを維持し、仕事にやりがいを持って、働き続けていける職場環境への配慮が必要となります。

このため、女性職員の活躍を推進するため、平成28年度から、次のとおり目標を設定し、継続して取組を行います。

■ 目 標

平成28年度以降も継続して、専任教員が、年平均一人1回以上研修等に参加できるようにします。

■ 取 組 内 容

- ①専任教員が、専門分野や能力に応じ研修等に参加することで、知識、技能の修得を図り、業務への活用が図れるように努めます。
- ②管理職は必要とされる知識・技能について、適切な助言・支援を行います。
- ③研修等で学んだ内容については、伝達講習など職員間での共有化を図ります。

4. 次世代育成支援の推進に関する事項

仕事と子育ての両立を図り、働きながら妊娠・出産や子育てをするために必要な環境の改善・充実は次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会の実現のためにも重要な課題であり、半田常滑看護専門学校管理組合では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成28年度から、次のとおり目標を設定し、継続して取組みを行います。

なお、次世代育成支援の推進に関する取組み等は、女性職員の活躍の推進に関する取組みと、一体的に推進していきます。

(1) 女性が働き続けやすい職場環境への配慮

■ 目的・目標

職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児等、家庭生活に関する事由から、やむを得ず退職することがある実情を踏まえ、母性保護や、母性健康管理に配慮するなか、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を行います。

■ 取 組 内 容

ア 母性保護や母性健康管理への配慮

- ①妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要に応じて業務の見直しを行います。

イ 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ①育児休業、部分休業等の制度を周知し、出産・育児制度の利用を希望する職員が可能な限り取得できるよう努めます。
- ②育児休業等の制度、趣旨を職場に浸透させ、取得しやすい環境を整えます。

(2) 仕事と家庭生活が両立できる職場環境への配慮

■ 目的・目標

職員が健康を保持し、仕事と家庭生活のバランスを取りながら働くことができるように、過重な労働時間とならないよう、業務内容に配慮するとともに、心身の疲労を回復させ、労働力の維持向上のため、年次有給休暇等の取得促進に努めます。

■ 取組内容

ア 適切な労働時間等の管理

- ①管理職は、仕事の進め方や、体制の見直し等の改善策を検討します。
- ②定例的・恒常的な業務については、マニュアル化を図るなど、互いに助け合える環境を整えます。
- ③管理職は、適時職員と面談を行い、業務内容の把握に努めます。

イ 年次休暇等の取得促進

- ①管理職は、必要のつど、休暇の取得を促し、休暇取得への意識を高めるとともに、計画的な年次有給休暇の取得促進に努めます。
- ②乳児健康診査、子どもの予防接種の実施日や、入学（園）式、卒業（園）式授業参観等の学校等（保育園、幼稚園を含む）の行事の日における年次休暇の取得を促進します。
- ③国民の祝日や特別休暇（夏季休暇等）とあわせ、連続した年次休暇の取得促進に努めます。

ウ 特別休暇等の取得促進

- ①両親の介護及び子どもの看護を行うための特別休暇等の取得促進に努めます。

(3) その他の留意すべき事項

■ 目的・目標

性別による固定的役割分担等を反映した職場環境が及ぼす影響への配慮を行い、男女がともに、能力を發揮できる職場環境を整えます。

■ 取組内容

ア 性別的役割分担意識等の是正及び男性の家庭生活への参加促進

- ①「子どもの病気より仕事を優先」「子育ては母親が行うべき」「家族介護は女性の役割」などの固定的な役割分担意識をなくすような、職場環境をつくります。
- ②子どもの出生に伴う父親の、特別休暇、年次休暇の取得促進を図るとともに、育児制度について周知します。
- ③地域及び職場におけるレクリエーション活動等の実施にあたっては、家族ぐるみで参加するように呼びかけます。